

改正

平成29年3月15日告示第30号

令和元年9月26日告示第31号

長泉町ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長泉町広告掲載要綱（平成21年長泉町告示第65号。以下「要綱」という。）に基づき、町がインターネット上に公開している長泉町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。）とする。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、町ホームページのトップページとし、掲載位置は町が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は15枠とする。

3 町長は、掲載場所及び枠数を追加して設ける必要があると判断した場合は、新たに掲載場所及び枠数を設置することができる。

一部改正〔平成29年告示30号〕

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横 120ピクセル
- (2) 容量 4キロバイト以内
- (3) データ形式 G I F形式、J P E G形式又はP N G形式

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠当たり月額1万円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月を単位とし、連続する掲載期間は、12月を限度とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、原則として掲載希望月の1月前までに、要綱に規定する長泉町広告掲載申込書に広告の原稿を添えて申し込むものとする。

(掲載料金の納付)

第8条 要綱第8条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の掲載を開始する日の10日前までに、第5条に規定する掲載料金を掲載期間に応じ、一括して納付しなければならない。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、広告の掲載内容及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わなければならない。

(広告主の届出義務)

第10条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、長泉町ホームページ広告申込内容変更届出書（別記様式）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告の内容を差し替えるとき。
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) リンク先ホームページに障害が発生したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、要綱第7条に規定する長泉町広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき。

(掲載決定の取消し)

第11条 要綱第13条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主から広告掲載の取下げの届出があったとき。
- (2) 広告主のホームページが事前の連絡もなく閉鎖されたとき。

(広告掲載の還付)

第12条 要綱第14条第1項ただし書による既納の掲載料金の還付を行う場合、既納の掲載料金の額のうち町長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間（その期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）にかかる掲載料金に相当する額を還付する。

(免責事項)

第13条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらか

じめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等を町に請求しないものとする。

(1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、第三者によるサーバー等への不正アクセス等に起因する事故及び障害による停止

2 町は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合については、これを賠償する責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日告示第30号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月26日告示第31号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。